（仮釈放を取り消すか否かに関する審理の開始等）

第九十四条　第八十一条の四及び第八十八条第二項の規定は、法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された仮釈放者について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあり、第八十八条第二項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「法第七十五条第一項の決定」と、第八十一条の四第一項中「法第六十八条の三第一項」とあり、第八十八条第二項中「法第七十三条第一項」とあるのは「法第七十六条第三項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第九十五条　第八十八条の五の規定は、法第七十五条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　第八十一条の七第一項の規定は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第一項の決定について、第八十一条の七第二項の規定は、刑事施設若しくは少年院の長又は保護観察所の長が、当該決定を受けた保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第二項に規定する事情が生じたと認める場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八十一条の七第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

［項を削る。］

（仮釈放を取り消すか否かに関する審理の開始等）

第九十四条　第八十八条の規定は、法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された仮釈放者について準用する。この場合において、第八十八条第一項及び第三項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「法第七十五条第一項の決定」と、「法第七十三条第一項」とあるのは「法第七十六条第一項」と、同項中「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十六条第三項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第九十五条　地方委員会は、法第七十五条第一項の決定をするか否かに関する審理において、必要があると認めるときは、その構成員である委員又は保護観察官をして、審理対象者と面接させるものとする。

（住居の特定の基準等）

第九十九条の二　法第七十八条の二第一項の決定は、法第八十二条第一項の規定による調整の結果に係る住居について、その生活環境及び保護観察付一部猶予者の心身の状況等を考慮し、釈放後当該住居に居住することによってその者の改善更生が妨げられるおそれがないと認められるときにするものとする。

２　刑事施設若しくは少年院の長又は保護観察所の長は、法第七十八条の二第一項の決定を受けた保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、法第七十八条の二第二項に規定する事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

３　保護観察所の長は、法第七十八条の二第一項の決定を受けた仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、同条第二項に規定する事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に対し、当該特定を取り消すべき旨の申出を行うものとする。

４　地方委員会は、前項に規定する保護観察付一部猶予者について、同項の申出によらず法第七十八条の二第二項の規定による取消しをしようとするときは、あらかじめ、保護観察所の長の意見を聴かなければならない。

第百一条　［略］

一　［略］

二　刑法第二十五条の二第一項若しくは同法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の名称及びその年月日

［三～五　略］

（検察官への申出をするか否かに関する審理の開始等）

第百二条　第八十一条の四の規定は、法第六十三条第二項の引致状により引致された保護観察付執行猶予者について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあるのは「法第七十九条の規定による申出」と、「法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第八十条第一項」と読み替えるものとする。

２　保護観察所の長は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第一項の決定を受けた仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第二項の規定による取消しをしようとするときは、あらかじめ、保護観察所の長の意見を聴かなければならない。

３　地方委員会は、前項に規定する保護観察付一部猶予者について、同項の申出によらず法第七十八条の二第二項の規定による取消しをしようとするときは、あらかじめ、保護観察所の長の意見を聴かなければならない。

第百一条　［同上］

一　［同上］

二　刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の名称及びその年月日

［三～五　同上］

（検察官への申出をするか否かに関する審理の開始等）

第百二条　第八十八条第一項及び第二項の規定は、保護観察所の長が、法第六十三条第二項の引致状により保護観察付執行猶予者を引致した場合について準用する。この場合において、第八十八条第一項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「法第七十九条の規定による申出」と、「法第七十三条第一項」とあるのは「法第八十条第一項」と読み替えるものとする。